

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	401
構造改革特区において実施可能な特例措置	住民票の写しの自動交付機の設置基準の緩和
特例措置を講じるに当たっての	個人情報保護やセキュリティに配慮すること

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	住民票の写しの自動交付機の設置促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付の請求に係る留意事項等について(平成2年6月19日自治振第60号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	市町村が都道府県又は国の施設内に住民票の写しの自動交付機を設置する場合には、通知で定める一定の機能を備えた上で設置しなければならない。		
特例措置の内容	個人情報の保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機の設置を可能とする。		
実施主体	市区町村長	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続	特になし		

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	402
構造改革特区において実施可能な特例措置	印鑑登録証明書の自動交付機の設置基準の緩和
特例措置を講じるに当たっての	個人情報保護やセキュリティに配慮すること

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	印鑑登録証明書の自動交付機の設置促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について(平成5年12月20日自治振第208号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	市区町村が都道府県又は国の施設内に印鑑登録証明書の自動交付機を設置する場合には、通知で定める一定の機能を備えた上で設置しなければならない。		
特例措置の内容	個人情報の保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機の設置を可能とする。		
実施主体	市区町村長	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続	特になし		

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	403
構造改革特区において実施可能な特例措置	土地開発公社の保有地の賃貸の容認
特例措置を講じるに当たっての条件	業務範囲の拡大が構造改革特区の趣旨、目的に合致し、特例措置を講ずる地域を限定する合理性が認められ、公社の経営の健全性を確保することが可能であること。

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	土地開発公社の所有する区域内造成地賃貸事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	政令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項		
特例を講ずべき法令等の現行規定	土地開発公社は、港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに住宅用地、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地を造成し、販売することができる。		

特例措置の内容	(調整中)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地であって地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に所在するものを、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために賃貸することが、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると当該地方公共団体が認めて認定を申請し、その認定を受けたときは、土地開発公社は、当該土地を工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができる。</li> <li>・認定を受ける地方公共団体と当該区域内造成地を所有する土地開発公社の設立団体が異なる場合において、当該地方公共団体が認定の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該設立団体の意見を聴かなければならない。</li> </ul>
実施主体	土地開発公社	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域			
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	(調整中)		
特例措置に伴い必要となる手続き	認定を受ける地方公共団体と当該区域内造成地を所有する土地開発公社の設立団体が異なる場合において、当該地方公共団体が認定の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該設立団体の意見を聴かなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社に対しては計画の策定時に意見を聴取することが特区法上定められており、通常の設定団体と公社の関係から、設立団体の意向は公社を通じて反映されることが当然に想定されることから、このような手続きを更に追加する必要はないのではないか。</li> </ul>	土地開発公社は設立団体とは別の法人格と意思決定機関を有する法人である。また、設立団体は、土地開発公社の経営状況に重大な利害関係を有している。以上により、この手続きは必要である。 (当該手続きは「特例措置の内容」欄へ移動)

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	404
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供する場合における事業許可の届出化と卸電気通信役務契約届出の免除
特例措置を講じるに当たっての条件	<p>1 地理的条件等により、高度な電気通信回線設備を民間事業者が設置することがその経営上困難である地域</p> <p>2 地方公共団体が営もうとする第一種電気通信事業が、専ら卸電気通信役務を提供するものであること</p> <p>3 当該地方公共団体が営もうとする第一種電気通信事業が、当該構造改革特別区域における電気通信の健全な発達のた</p>

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	電気通信事業法第9条、第39条の5		
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>1 第一種電気通信事業を営もうとする者は、事業法第9条の許可を受けなければならないこと</p> <p>2 第一種電気通信事業者が提供する卸電気通信役務については、その契約を総務大臣に届け出なければならないこと</p>		

特例措置の内容	<p>1．地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の地理的条件等により、高度な電気通信回線設備を民間事業者が設置することがその経営上困難であると認められることから、当該構造改革特別区域における電気通信の健全な発達のために適切であるものとして、専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業を自ら営もうとして内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方公共団体に対する認定を受けた地方公共団体に対する事業法並びに電波法、有線電気通信法、有線放送電話に関する法律及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律並びに政令で定めるその他の法令の規定の適用については、当該地方公共団体を事業法第9条第1項の許可を受けた者とみなす。ただし、事業法第39条の5（卸電気通信役務を提供する契約）及び事業法第3章（土地の使用）の規定の適用については、この限りでない。</p> <p>2．認定を申請しようとする地方公共団体は、電気通信役務の種類及び態様、業務区域並びに電気通信設備の概要を記載した書面を総務大臣に届出なければならないこととする。</p> <p>3．構造改革特別区域法第9条第1項の規定により、上記認定が取り消された場合においては、当該取り消された認定を受けていた地方公共団体に対する事業法第39条の5（卸電気通信役務を提供する契約）の規定の適用については、同項ただし書の規定にかかわらず、当該地方公共団体を事業法第9条第1項の許可を受けた者とみなす。</p>		
---------	---	--	--

## 【検討要請への回答】

実施主体	地方公共団体	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	地理的条件等により、高度な電気通信回線設備を民間事業者が設置することがその経営上困難である地域		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)			
特例措置に伴い必要となる手続	なし		

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	405
構造改革特区において実施可能な特例措置	無線LAN等の出力の基準の緩和 (5GHz帯無線アクセスシステム)
特例措置を講じるに当たっての条件	空中線利得によって出力を増大させるものとし、かつ、既存の固定局に混信を与えないこと。

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	過疎地等向け5GHz帯無線アクセスの導入事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	無線設備規則第49条の2第1項		
特例を講ずべき法令等の現行規定	送信空中線の絶対利得は10デシベル(10倍)以下とされている。		



特例措置の内容	地理的条件や電波の伝搬特性等を考慮して送信空中線の絶対利得を引き上げる場合に、その上限値を13デシベル(20倍)とする。	何故、現行の2倍とするのか。	<p>(前提)5GHz帯の無線アクセスシステムは4900～5000、5030～5091の周波数帯でそれぞれ4チャンネル・3チャンネルとチャンネル数が極めて限られているため、個々のサービスエリアはあまり大きくせずチャンネルの繰り返し利用を図りながら、効率的なサービスが提供できるようにしている。</p> <p>5GHz帯無線アクセスシステムについては、電気通信事業者の効率的なサービス展開と周波数有効利用のバランスを考慮し、適正なエリアとして、最大半径3～4km程度のサービスエリア(干渉を考慮する範囲は約5倍の10数km～20km程度)を定めている。今回、空中線利得を大きくすることによって、距離で2倍のサービスエリアの延伸は最大で約10倍遠方までの干渉検討距離の拡大となるもの。特区の対象地区として想定した過疎地等においても、地理的条件や電波の伝搬特性等を考慮して他の固定局等との技術的な干渉検討をする必要があるが、この範囲が上限と考えられる。特に、「406」の特例措置が講じられると、電気通信事業者以外のいろいろな者が入ってくる可能性があり、これらの関係者間の調整を図る上でもこの範囲が適当である。</p> <p>また、既存の固定局との周波数共用条件や5GHz帯無線アクセスシステム間での周波数共用条件を満足する必要があることを踏まえ、性能面及び市場性の両面で今後開発される設備の可能性を考慮しても、現行の2倍が適正な上限と考えられるものであること。</p> <p>なお、特例措置を受ける一実施主体により、他の多くの事業者が将来の参入も含めて影響を受けることは、特区制度の趣旨からも避けるべきもの。</p>
実施主体	電気通信事業者及び406の特例措置を講じる場合は電気通信事業者以外の者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	地理的条件等により、空中線の絶対利得を上げる必要が認められる地域(加入者が比較的離散的に存在する地域)		

【検討要請への回答】

同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）			
特例措置に伴い必要となる手続			

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	406
構造改革特区において実施可能な特例措置	無線アクセスシステムを電気通信事業者以外にも個別に免許を付与
特例措置を講じるに当たった条件	当該地域及び周辺における電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えないことを条件として、個別のケースに応じて免許する。

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	無線アクセスシステムの電気通信業務以外への活用事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令、告示		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	電波法施行規則第6条第4項 無線設備規則第7条第25項 周波数割当計画		
特例を講ずべき法令等の現行規定	無線アクセスシステム(5GHz帯等)については、電気通信事業者が無線局免許を受けることができる。		

<p>特例措置の内容</p>	<p>無線アクセスシステムについて、公共施設間又は自らの構内・敷地内において、構造改革特別区域及び周辺における電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えない範囲において通信を行うものである場合に電気通信業務用以外への免許を可能とする。</p>	<p>「構造改革特別区域及び周辺における」とあるが、「周辺」とは、どの程度の範囲を示すのか。  「電気通信事業者のシステム展開に影響を与えない範囲」とは何か。  「電波需要に影響を与えない範囲」とは何か。</p>	<p>「周辺」は、特区における無線アクセスシステムの特定されたサービスエリア（現行で最大半径3～4km程度）の周囲の当該電波が外に広がっている地域をいい、電波干渉を考慮する必要がある地域の範囲である。具体的には、サービスエリアの最大5倍程度（～半径20km程度）のエリア内での干渉を考慮する必要がある。干渉条件により、このエリア全体で同一の周波数が使用できない可能性もあることから、当該範囲を想定。  及び 特例措置を受ける一実施主体により、特区や周辺で電気通信事業者が現に運用しているシステムが干渉の影響を受けたり、その後参入を予定する電気通信事業者が周波数帯使用を制約される（一般利用者がサービスを受けられなくなる）などにより、事業者・利用者両面からの影響を及ぼさないことをいう。  また、これらの影響を具体的に把握するためには、将来的に参入の可能性のある電気通信事業者等も含め広く関係者に特区認定計画の当該関係部分の内容をパブリックコメント等により周知し、影響が無いことを確認することが必要不可欠となる。</p>
<p>実施主体</p>	<p>電気通信事業者以外の者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>地理的条件等により、電気通信事業者のシステム展開が見込まれない地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>			

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>無線局の免許に当たっては、将来電気通信事業者のシステム展開や電波需要に支障を与えるおそれが生じた場合、電気通信事業者と調整を行うことが確保されるための条件を付すものとする。</p>	<p>・特例措置の欄に条件として記述すべきである。</p>	<p>認定計画の段階をクリアしたのち、その段階ではまだ詳細が明らかでない設置場所、設備の内容等について審査の上免許することとなるが、免許の際には想定されていない電気通信事業者等の関係者が将来的に事業展開を図ろうとする場合、調整が必要になることから条件を付すもの。特に、無線局免許は再免許制度（5年後）を採用していることから、これは免許「手続き」としての整理を行うべきものである。</p>
------------------------	---	-------------------------------	---

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	407
構造改革特区において実施可能な特例措置	農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応
特例措置を講じるに当たっての	現行制度と同等の安全性が確保されること

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	農家民宿事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法第17条、消防法施行令第2章第3節		
特例を講ずべき法令等の現行規定	旅館、飲食店等の一定の防火対象物の関係者は、消防法令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、維持しなければならない。		
特例措置の内容	農家民宿事業(注1)を構造改革特別区域内で行う場合、当該区域の消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長は、消防法施行令第32条(注2)に基づく消防長又は消防署長の判断にあたってのガイドラインとして、例えば、誘導灯及び誘導標識については、次の要件を満たす場合には、当該農家の1階における誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る同令第26条の規定を適用しないことができること等について、通知により示すこととする。	「同令第26条の規定を適用しないことができること等」の「等」の内容を明示されたい。	現時点の特例措置は、特区構想に係る第1次提案時において出された4団体の提案をもとに、現時点で明確に想定しうるものについて記載したものである。今後、第2次提案等を含め、さらに当該特例措置について検討し、その結果可能なものについてのガイドラインを通知により示す予定であり、その意味で、「等」としたものである。

<p>特例措置の内容</p>	<p>要件：延べ面積150㎡未満の農家民宿で、次の から に該当するもの</p> <p>1階の各客室から直接外部に避難できるか、又は簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。</p> <p>農家民宿の外に避難した者が、当該農家民宿の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。</p> <p>農家民宿において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。</p> <p>注1 施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な役務を提供する営業であって、農業者が行うものをいう。</p> <p>注2 「消防法施行令第2章第3節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、同節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、同節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。」</p>	<p>「延べ面積150㎡未満」とする理由は何か。</p>	<p>一般的に建築物の規模が大きくなるほど避難困難性が増すことから、農家民宿の建物構造等の特性を踏まえ、一般的に簡明な経路で避難できる規模と考えられる延べ面積150㎡を設けたものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>農家民宿事業を行う農業者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>農村地域</p>		

【検討要請への回答】

同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	-		
特例措置に伴い必要となる手続	-		



## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	408
構造改革特区において実施可能な特例措置	工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し
特例措置を講じるに当たっての条件	代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の施設地区の基準によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の再生推進のための安全確保事業（仮称）	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（以下、「レイアウト省令」という。）第10条、第11条、第12条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10条（施設地区の配置の基準）では、製造施設地区は、その面積が千平方メートルを超え七千平方メートル以下である場合にあってはその外周から内側3メートル以内の部分に施設又は設備を設置しないこと等</li> <li>・第11条（特定通路の幅員）では、施設地区の区分及び面積に応じて6、8、10、12メートルの特定通路を配置すること等</li> <li>・第12条（通路の配置及び形状の基準）では、特定通路の上空を横断する連絡導管等は、特定通路の地盤面から4メートル以上の間隔を有すること等</li> </ul>		

特例措置の内容	代替措置を講ずることによってレイアウト省令第10条（施設地区の配置の基準）、第11条（特定通路の幅員）及び第12条（通路の配置及び形状の基準）の各号で定める基準と同等の安全性が担保されているものとして、構造改革特別区域計画が認定された場合には、当該各条の規定を適用しないこととする。		
実施主体	レイアウト規制の対象となる第1種事業者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域			
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	<p>代替措置について、個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p> <p>代替措置による総合的な安全性を確認するために必要な実験データや文献等を提出すること。</p>	<p>・ については、特例措置の条件として特例措置の内容欄に記述すること</p> <p>・ 「総合的な安全性」とは何か。</p> <p>・ 提出する実験データや文献等で示すべき評価項目を限定列挙されたい。</p>	<p>・ については、特例措置の条件として特例措置の内容欄に記述すること</p> <p>計画について同意、不同意を判断するためには、申請時に提出された実験データや文献等の内容により、総合的に安全性を確認する必要があることから申請時に必要な手続きとして「同意の要件」に明確に示す必要がある。</p> <p>・ 「総合的な安全性」とは何か。</p> <p>各施設地区の面積又は配置が当該各施設地区相互の関係、当該第1種事業所の敷地の面積及び地形、当該第1種事業所の周囲の状況その他の状況を、及び連絡導管又は連絡道路の配置が当該第1種事業所の各施設地区との関係、当該第1種事業所の敷地の地形及び周囲の状況その他の状況を、それぞれ勘案し、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないこと。（石災法第8条第1項関係）</p>

			<p>・提出する実験データや文献等で示すべき評価項目を限定列挙された い。</p> <p>代替措置を講じた施設地区又は隣接する施設地区において火災が発生した場合、他の施設地区等（代替措置を講じた施設地区が事業所敷地境界に面する場合は、隣接事業所又は市街地）に対する延焼拡大防止対策が的確に措置されていること。</p> <p>代替措置を講じた施設地区又は隣接する施設地区において火災又は漏洩事故が発生した場合、共同防災組織を含む自衛防災組織及び消防機関による消防活動が円滑かつ的確に行えること。</p> <p>特定通路等の地盤面から4 m以上の間隔がとれない場合、共同防災組織を含む自衛防災組織及び消防機関による消防活動が迅速かつ的確に行えること。</p>
<p>特例措置に伴い 必要となる手続</p>			